

令和4年 第27回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和4年9月21日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和4年9月26日 午後 4時00分									
	閉 会		令和4年9月26日 午後 5時00分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者13名 欠席者1名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	下川部 和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 一 人					
	5番	委員	木 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 8番 _____ _____											

事務局長	全員おそろいですので、これより、第 27 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	みなさん、作況調査、本当にお疲れ様です。総会後にまとめをしたいと思います。早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
	日程第 1、出席者の報告。出席 13 名、欠席 10 番由利委員。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、2 番小野寺孔委員、8 番木口幸弘委員、お願いします。 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、1 番に下川部委員の関連する議案がありますので、下川部委員退席願います。 (下川部委員退席) それでは事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について、下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1 番 ○○○○、代表取締役○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 (下川部委員着席)
会長	続いて報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、1 番から 12 番まで下川部委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 (下川部委員退席) 事務局は 1 番から 12 番の説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 貸主は赤沼町○○の○○○○さん、借主は本町○○の○○○○さん、土地の所在は富栄○○、地目は公簿・現況ともに田、面積は 5,128 m²、契約期間は平成 25 年 7 月 29 日から令和 5 年 7 月 28 日までの 10 年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 2 番 貸主は赤沼町○○の○○○○さん、借主は本町○○の○○○○さん、土地の所在は富栄○○ほか 3 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 15,937 m²、契約期間は令和元年 7 月 28 日から令和 6 年 7 月 27 日までの 5 年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 3 番 貸主は赤沼町○○の○○○○さん、借主は本町○○の○○○○さん、土地の所在は赤沼町○○ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 11,403 m²、契約期

	間は令和元年7月28日から令和6年7月27日までの5年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 4番 貸主は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は12,231㎡、契約期間は令和元年7月28日から令和6年7月27日までの5年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 5番 貸主は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野230番1、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は1,915㎡、契約期間は平成25年7月29日から令和5年7月28日までの10年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 6番 貸主は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は12,261㎡、契約期間は令和元年7月28日から令和6年7月27日までの5年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 7番 貸主は七飯町本町8丁目〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は清水〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は17,267㎡、契約期間は平成25年7月29日から令和5年7月28日までの10年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 8番 貸主は鶉〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は7,200㎡、契約期間は令和元年7月28日から令和6年7月27日までの5年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 9番 貸主は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は19,802㎡、契約期間は令和3年11月30日から令和13年11月29日までの10年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 10番 貸主は上里〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は6,468㎡、契約期間は令和3年8月30日から令和8年8月29日までの5年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。 11番 貸主は札幌市中央区北5条西6丁目〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は30,738㎡、契約期間は令和2年4月22日から令和7年2月25日までの5年間、保有合理化事業にかかる法人への賃貸名義変更のための解約です。 12番 貸主は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は18,300㎡、契約期間は平成25年7月29日から令和5年7月28日までの10年間、譲受人変更のための解約です。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。

委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 (下川部委員着席)
会長	続いて 13 番について事務局説明をお願いします。
事務局	13 番 貸主は相生〇〇の〇〇〇〇さん、借主は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇〇ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 64,782 m ² 、契約期間は令和元年年 7 月 28 日から令和 6 年 7 月 27 日までの 6 年間、所有権移転のための解約です。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。
	続いて議案第 1 号、現況証明書の交付について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1 番 土地の所在は清水〇〇ほか 2 筆、地目は畑、合計面積は 6,574 m ² 、利用状況は 20 年以上農地として使用しておらず原野の状態、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の 3 名です。所有者、申請者ともに滝野〇〇の〇〇〇〇さんです。地目変更後は所有権移転する予定と聞いています。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
下川部委員	14 番。場所は、本日作況調査で見ていただいた清水のさらに奥の川に近いところです。27 番 2 の横の小屋のところまではたどり着けましたが、その先は高さ 10m 近い樹木が生育しており、近づくこともできませんでした。農地ではないと判断できます。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
	続いて議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記のとおり、利用権設定のため農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求め

	ます。 1 番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか 11 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 127,464 m²、貸借期間は 10 年間、使用貸借による契約の更新です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
事務局	続いて議案第 3 号農用地利用集積計画による所有権移転について事務局説明をお願いします。 議案第 3 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は新潟市一日市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 7,196 m²、対価は 10a あたり 21,000 円です。 2 番 譲受人は共和〇〇の〇〇さん、譲渡人は相生〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は共和〇〇ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 64,782 m²、対価は 10a あたり 31,000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
斉藤委員	11 番。中館の〇〇〇〇さんの家の近くです。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに山を買ってほしいと持ち掛けたそうです。そうしたところ、一部が農地だったため、農地の方は〇〇〇〇さんが 15 万円で購入することにしたとのことでした。
事務局	2 番は事務局が受けましたので、事務局から説明します。譲渡人の〇〇〇〇さんが、お父さんの〇〇〇〇さんから相続した農地を手放したいということで、〇〇〇〇さんに声をかけて、〇〇〇〇さんの方で引き受けることにしました。単価が安いのですが、6 ha のうち、実際の農地面積は 3 ha 程度のため、この単価となっています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
佐藤龍委員	9 番。1 番の案件の土地は〇〇〇〇さんが使用しています。長い間使っているので、耕作者との話は済んでいるのか気になるところです。
事務局	事務局も把握していません。農地台帳上は、借受者はいない状態です。
佐藤龍委員	後にもめる原因となっても困るので、自分の方から今すぐ〇〇〇〇さんに連絡して、経緯を確認します。
会長	それでは、議案第 3 号については後で再度審議します。 続いて議案第 4 号 農用地利用集積計画による賃貸借についてですが、1 番から 11

事務局	番に下川部委員にかかる案件がありますので退席をお願いします。 (下川部委員委員退席) それでは事務局説明をお願いします。 議案第4号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は5,128㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 2番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は15,937㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 3番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は11,403㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 4番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は12,231㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 5番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は1,915㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 6番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は12,161㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 7番、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町本町8丁目〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は清水〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は17,264㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 8番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は7,200㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 9番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか8筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は20,792㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 10番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は6,468㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり8,000円です。法人への名義変更にかかる案件です。 11番、譲受人は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市中央区北5条西6丁目〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに田、合計
-----	--

	面積は 30,738 m ² 、貸借期間は3年間で、対価は 10a あたり 2,700 円です。保有合理化事業に伴う法人への名義変更にかかる案件です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 (下川部委員着席) 続いて 12 番について、西口委員退席をお願いします。 (西口委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	12 番、譲受人は館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 18,300 m ² 、貸借期間は4年間で、対価は 10a あたり 18,000 円です。新規の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤龍委員	9 番。〇〇〇〇さんが牧草を作付けしていましたが、近くで耕作している〇〇〇〇さんが使いたいということで、その方が効率的と判断したため、〇〇〇〇さんの契約を解約し、〇〇〇〇さんが利用することとなりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 次に議案第 3 号に戻ります。
佐藤龍委員	9 番。〇〇〇〇さんから連絡がありました。〇〇〇〇さんから相談を受けており、所有権移転について承知しているとのことでした。
会長	問題はないということですか。
佐藤龍委員	現在の耕作者も了承しており、問題はないと思います。
会長	ほかに質問やご意見はありますか。
委員	ありません。
会長	なければ、申請どおり許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。

会長	それでは申請どおり許可します。 以上で予定の議案は終了です。ほかにありますか。
事務局	例年 10 月に実施している農地パトロールについてお諮りします。 配車の都合を考慮し、候補日程は記載の 10 月 20 日（木）、10 月 21 日（金）、10 月 24 日（月）、10 月 25 日（火）としております。 今年度は事務局で美和地区を中心に非農地の予備調査を進めておりますので、例年の農地のほか、事務局でピックアップした非農地候補を確認していただきたいと思えます。 予定としては 15 時 00 分集合し、パトロールを開始し、16 時 30 分に役場帰着とします。調査結果のまとめの後、総会を開催します。
会長	日程についていかがですか。
委員	（10 月 25 日が望ましいとの声）
会長	10 月 25 日でよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、来月の総会及び農地パトロールについては、10 月 25 日（火）とします。 他になければ第 27 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～